

平成28年8月から

特定入居者サービス費の支給条件が変わります

施設サービスやショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人による負担が原則ですが、低所得の人については、食費・部屋代の軽減を行っています。

平成28年8月以降の軽減する収入要件に、**非課税年金(遺族年金・障害年金)**を含むように基準が変わるため、非課税年金を受給している人は、軽減額が変わる場合があります。

なお、世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で、預貯金が一定額以下の条件は変更ありません。



《第2段階(負担限度額認定証に食費が1日390円と記載)の基準》

<p>【平成28年7月まで】</p> <p>① 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税</p> <p>② 合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下</p> <p>③ 預貯金が一定金額以下</p>		<p>【平成28年8月から】</p> <p>① 変更なし</p> <p>② 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下</p> <p>③ 変更なし</p>
--	--	---

利用者負担段階が第3段階となる場合があります。

● 問い合わせ 介護高齢課介護保険室
☎ 53・2111 (内線362、363)
または各支所地域振興課地域福祉室

避難行動要支援者支援

地域みんなので支え合う体制を

4月に発生した熊本地震では、尊い命が犠牲となりました。あらためて災害時に高齢者や障がい者などの避難困難者に対する支援を、どのように進めるかが課題となっています。

避難行動要支援者支援とは

地震や水害などの災害の際に、支援や手助けが必要な高齢者、障がい者などの避難が困難な人(要支援者)を地域のみんで守ろうという取り組みです。

要支援者を災害から守るには、住んでいる場所や、どのような支援が必要かを事前に把握し、「支援する側」と「支援される側」とで互いに申し合わせておく必要があります。

災害時見守りカードの取り組み

町内や集落などの自治会、自主防災組織が、要支援者の緊急連絡先や避難時の支援体制を決めるなどの取り組みを行っています。市では要支援者の家族の連絡先や病気の有無、避難時の支援者などの情報を、「災害時見守りカード」にまとめ、自治会や民生委員と共有しています。

今年度も、自治会などが中心となって新たな要支援者の把握や見守りカード作りを行う予定です。

顔のわかる人との助け合い

災害時には、要支援者は孤立し、不安になります。このような場合に頼りになるのが、町内・集落の顔見知りの人やご近所の人です。普段から地域の人と積極的にコミュニケーションを図りながら、助け合いの力を高め、避難行動要支援者支援の体制づくりを進めましょう。



● 問い合わせ 介護高齢課高齢福祉係
☎ 53・2111 (内線367、368)